⑳　表面をあぶった魚介類	20　表面をあぶった魚介類
㉑　フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）	21　フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
㉒　(4)又は(14)に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）	22　4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）
2　農産物漬物	23　農産物漬物
3　野菜冷凍食品	24　野菜冷凍食品
4　うなぎ加工品	25　うなぎ加工品
5　かつお削りぶし	26　かつお削りぶし
6　おにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。）	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行日から平成三十四年三月三十一日までに製造され、又は加工される加工食品（業務用加工食品を除く。）並びに同日までに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品の表示（この府令による改正に係る部分に限る。）については、この府令による改正後の食品表示基準第二章及び第三章並びに附則第四条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条　前条の規定にかかわらず、この府令の施行の際に加工食品の製造所又は加工所で製造過程にある加工食品の表示は、なお従前の例によることができる。

省　令

○総務省令第五十八号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第二十五条第六項、第二十六条第三項及び第二十七条第三項並びに総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第百三十四条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月一日

総務大臣　野田　聖子

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第一節　［略］	第一節　［同上］
［第一款～第七款　略］	［第一款～第七款　同上］
第八款　国際戦略局（第三十六条―第四十三条）	第八款　情報通信国際戦略局（第三十六条―第四十三条）
［第九款～第十二款　略］	［第九款～第十二款　同上］
［第二節・第三節　略］	［第二節・第三節　同上］
［第二章～第四章　略］	［第二章～第四章　同上］
附則	附則